

山梨学院大学大学院学費等納入金に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、山梨学院大学大学院学則（以下、「学則」という。）の規定に基づき、学費等納入金（以下、「学納金」という。）について定める。

(定義)

第2条 この規程の学納金とは、入学金、授業料、教育充実費及び在籍料をいう。

(学納金の金額)

第3条 学納金は学則第35条別表3及び別表4で定める金額とする。

2 第13条に規定する研究生が、山梨学院大学大学院に正規生として入学する場合は、その正規生としての入学金を免除する。

(納期)

第4条 学納金は、以下の各号に掲げる納期までに、前期と後期に分けて分割納入することを原則とする。ただし、入学時の場合は、以下の各号に掲げる納期に関わらず、入学手続きの際に初学期分を納入することとする。

(1) 前期 前年度2月末日

(2) 後期 7月末日

2 学納金のうち在籍料については、第1項に掲げる納期を適用せず、納期を別に定めることができる。

(納入方法)

第5条 学納金の納入方法は、学生が指定し、かつ本大学が取扱い可能な金融機関の口座からの振替を原則とする。ただし、第4条に規定する入学手続きの場合や、その他の事情により振替ができない場合は、本大学が指定する金融機関の口座への振込により、学納金を納入することができる。

2 前項に掲げる銀行口座からの振替は、毎月20日を原則とする。

(督促)

第6条 第4条に規定する納期を超過してもなお学納金を納入しない者には、第8条に規定する納入期限までの間に、当該学生に対して納入の督促をおこなう。

(受験資格の停止及び成績公開の保留)

第7条 学納金の納期までに納入しない者には、未納となっている学期の定期試験及び最終試験の受験資格の停止、又は未納となっている学期の成績公開の保留をおこなうことができる。

(除籍対象者の決定)

第8条 第6条に基づく督促をしてもなお納入しない者については、3月10日を納期とし、3月15日付にて大学協議会の議を経て、学長が除籍対象者を決定する。ただし、前期卒業者にあっては、8月10日を納期とし、8月15日付にて学長が除籍対象者を決定する。

(除籍の決定)

第9条 前条により除籍の対象とされた者が、未納となっている学納金を前期にあっては8月末日、後期にあっては3月末日までに納入した場合、除籍されない。

2 前項の納入期限までに学納金を納入しない学生は、前期にあっては8月末日付、後期にあっては3月末日付で除籍となり、学生としての一切の身分を失う。

(休学者及び退学者の学納金)

第10条 休学を許可された者は、学則第35条に規定する在籍料を納入しなければならない。

2 休学を年度途中より許可された場合も、前項に規定する在籍料を納入しなければならない。ただし、休学期間中の授業料及び教育充実費（以下、「授業料等」という。）については、月割計算により休学した日の属する月以降のものを返還する。

3 授業料を未納のまま休学又は退学を願い出た場合は、これを許可しないことがある。

(再入学者の学納金)

第11条 再入学を許可された者の学納金は、当該年度の入学者と同額とする。

(長期履修学生の学納金等)

第12条 長期履修学生に係る学納金等については、「山梨学院大学大学院長期履修学生学費等納入金に関する規程」に定めるとおりとする。

(研究生及び科目等履修生の学納金等)

第13条 研究生及び科目等履修生に係る学納金等については、別に定める。

(前期修了を許可された者の学納金)

第13条の2 学則第35条の2の規定により、前期修了を許可された者に対する学納金については、学則第35条別表3で定める金額のうち、入学金を除いた金額の半額とする。

(復学)

第14条 休学者が復学を許可されたときの学納金の金額は、入学した年度の学納金の金額とする。

(学納金の返還)

第15条 既納の学納金は如何なる事由があっても返還しない。ただし、以下の各号に該当する場合は、既納の学納金を返還することができる。

- (1) 指定期日までに入学辞退を届け出及び学納金の返還を申し出た場合には、入学手続き時に納付した入学金を除く授業料等を返還することができる。ただし、入学予定者の死亡により入学辞退となった場合は、入学金も含めて返還することができる。
- (2) 学生が死亡により除籍となった場合には、既納の学納金の月割計算により除籍された日の属する月の翌月以降の授業料等を返還することができる。ただし、未納の場合は、その全額を免除する。
- (3) 次学期以降分の授業料等を納入した場合において、その学期が開始する前までに退学が許可された場合は、既納の次学期以降分の授業料等について、学生本人から返還の申し出があった場合に限り返還する。

2 前項の規定に係わらず、学則第35条の規定により在籍料のみを徴収する場合において、既に納入を済ませている授業料等については、在籍料の納入が確認された後に返還する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

1 この規程は、2024年度の学費等納入金の納入から遡って適用する。

附 則

この規程は、2024年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、2024年12月20日から施行する。